接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
発電設備又は発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること（２０ｋＷ未満の太陽光発電の場合を除く。）。	□
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□
この認定の取得から３年以内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。【１０ｋＷ以上の太陽光発電の場合のみ】	□
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電の場合のみ】	□

添付書類（注１６）						
	①変更内容説明書（注１７）	―	―	―	―	
	②戸籍謄本（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注１８）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	③印鑑証明書（注１８）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	④発電設備の内容を証する書類（注１９）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑤構造図		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑥配線図		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑦接続の同意を証する書類の写し（注２０）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑧事業実施体制図		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑨再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電のみ）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑩補助金を返還したことを証する書類（注２１）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑪その他１		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑫その他２		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑬その他３（注２２）		□変更あり □変更なし	書類名：		

認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電の場合で変更がある場合に記載）

変更前		変更後		備考（注２５）
燃料区分（注２３）	燃料名（注２４）	燃料区分	燃料名	

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　変更前の認定計画を記載すること。

（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。

（注４）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「変更なし」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「変更あり」のボックスにチェックし変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。

（注６）　再生可能エネルギー発電事業者を変更する場合は、変更前の再生可能エネルギー発電事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して、変更後の再生可能エネルギー発電事業者が申請を行うこと（変更前の再生可能エネルギー発電事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の再生可能エネルギー発電事業者を申請者とする場合は、変更前の再生可能エネルギー発電事業者から再生可能エネルギー発電事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）。また、法人番号がある場合はその番号も併記すること。再生可能エネルギー発電事業者について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注７）　発電設備の区分は次の記号にて記載すること。

記号	発電設備	規模
a	太陽光発電設備のみ（出力制御対応機器設置義務なし）	10kW未満
b	太陽光発電設備のみ（出力制御対応機器設置義務あり）	10kW未満
d	太陽光発電設備（ダブル発電）（出力制御対応機器設置義務なし）	10kW未満
e	太陽光発電設備（ダブル発電）（出力制御対応機器設置義務あり）	10kW未満
f	太陽光発電設備	10kW以上2,000kW未満
y	太陽光発電設備	2,000kW以上
C	風力発電設備	20kW未満
D	風力発電設備(陸上風力)	20kW以上
g	風力発電設備(陸上風力リプレース)	20kW以上
U	風力発電設備（洋上風力）	20kW以上
K	地熱発電設備	15,000kW未満
h	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
i	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
j	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
m	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
n	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
p	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
r	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満